

# 令和6年度 地域活性化総合特別区域評価書

作成主体の名称：京都市、京都府

## 1 地域活性化総合特別区域の名称

京都市地域活性化総合特区 豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～500万人感動都市～

## 2 総合特区計画の状況

### ① 総合特区計画の概要

我が国を代表する国際的な観光地として、世界中から多くの人々を呼び込み、観光・文化交流分野における新たな課題解決モデルの構築に資することにより、京都市域の活性化を図るとともに、ひいては我が国全体の活性化に寄与し、観光立国の実現を先導するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、国際観光拠点の形成、文化自由都市の創造に係る取組を行っていく。

### ② 総合特区計画の目指す目標

- 文化的・精神的な充実感の提供と地域経済の活性化で、日本を元気に

不透明感、閉塞感の漂う今日、日本はもとより世界の人々は、ゆとりや潤い、文化的・精神的な充実感を求めており、伝統、文化、自然、和の精神など、“ほんもの”の魅力に触れ、日本文化の源を確認することのできる京都が果たすべき役割はますます大きくなっている。

本総合特区における取組を進めることで、世界中から多くの人々を呼び込み、京都市域の活性化を図る。また、地域の活性化に伴う経済効果を周辺地域にも波及させ、ひいては我が国全体の活性化にも寄与することを目標とする。

- 京都の都市特性を発揮した「旅の本質」を堪能する新しい観光の姿を提案

名所を足早に見て回るのではなく、じっくり滞在し、奥深い京都の魅力を五感で体感できる、これまでにない新しい観光の姿を提案し、質の高い観光を提供する先駆的な取組を推進する。

こうした取組を通じ、観光・文化交流分野における新たな課題解決モデルの構築に資することにより、日本文化の原点であり、我が国を代表する国際的な観光地として、国全体の観光立国の実現を先導することを目標とする。

### ③ 総合特区の指定時期及び総合特区計画の認定時期

平成23年12月22日指定

平成25年3月29日認定（令和4年4月7日最終認定）

### ④ 前年度の評価結果

観光・まちづくり分野 4.1点

- 我が国を代表する国際的な観光地として、多角的な視点から様々な対策を講じて

いる。特に、「市民生活と観光の調和」については困難な課題であると思われるが、市役所内に専門のプロジェクトチームを設けたり、有識者、市民及び観光業界関係者によるマネジメント会議を組織したり、意欲的な取組が認められる。「京都の発展に観光が重要な役割を果たしていると思う市民の割合」については、今後より高い数値を目指すのであれば、更なる工夫が必要と思われる。市民の観光に対するイメージを捕捉し、マイナスイメージを減ずるような対策が求められるとともに、市民の観光への理解を高めるような情報発信も求められるだろう。

- ・ インバウンド観光客がコロナ禍から完全に復調し、一層京都に集中する現状において、京都における様々な観光施策の取組は「市民との共生共創」が成り立つかの試金石となっている。そうした中、質の高い観光を提供して消費額単価向上を目指すだけでなく、観光の役割を市民に啓発して理解を得る取組は大変意義があり重要な視点である。
- ・ 令和5年度の取組の特徴としては、「市民生活と観光の調和」や「観光の質の向上」を重視する観点から評価指標を変更した点にある。そのこと事態は望ましい方向と考えるが、目標値の設定についてはいずれも「令和2年以降の最高値」としている点は疑問が残る。評価指標（1）「市民意識」については、消費が低迷したことにより「観光の重要性」を再認識した市民もいれば、混雑等の解消から観光不要論を強めた市民もいるものと考えられる。また、日本人・外国人消費額についても消費が落ち込んだ時期の最高値を目標としていることから、消費の回復や、外国人については円安の影響なども考えられ、これを達成したことを取り組の成果とみるとは難しい。
- ・ インバウンドの本格的な復活により、観光消費額は順調に伸びている。その一方で評価指標（1）の市民の「市民意識」は、進捗率では97.6%と高いが、実績値が前年よりわずかに下がっている点について注視する必要がある。市民生活と観光の良好な共存に向けたオーバーツーリズム対策への一層の取組を期待したい。

## ⑤ 前年度の評価結果を踏まえた取組状況等

- ・ 「京都観光に関する市民意識調査」において、「京都の発展に観光が重要な役割を果たしていると思う」市民の割合のほか、「一部観光地やその周辺等が混雑して迷惑した」「観光客のマナー違反によって迷惑した」市民の割合等、観光に対する市民意識の把握に努めるとともに、観光課題対策の強化、観光に対する市民理解の促進に取り組んでいる。
- ・ 観光に対する市民理解の促進では、令和6年12月、新たに市民向けサイト「LINK!LINK!LINK!」を開設し、観光事業者が主体的に提供する市民限定サービス情報や、観光の意義・効果、観光課題とその対策等を発信する取組を開始した。
- ・ 評価指標（1）「京都の発展に観光が重要な役割を果たしていると思う市民の割合」については、コロナ禍である令和3年の値が最高値であり、評価結果のとおり、観光の回復に伴い数値が減少傾向にあるが、当該最高値の更新を目標に取組を推進しているものである。
- ・ また、評価指標（2）「観光消費額単価」については、コロナ禍以前も含む平成27年以降の過去最高値を目標値とし、毎年、その更新を目指しているものである。

- ・ 消費額単価の向上に向けては、府市連携による「まるっと京都」周遊観光ツアーや催行等の多様なエリアにおける魅力の発信や、朝・夜の観光コンテンツ、文化財を活用した高付加価値な観光コンテンツの造成などを推進した。
- ・ 観光課題対策では、時期・時間・場所の3つの分散化や、市バス・道路における混雑対策、手ぶら観光の推進、観光客の京都駅一極集中の緩和、マナー啓発など、京都市観光協会や観光事業者等との連携の下、全庁を挙げた取組を実施。市民生活と観光の調和・両立に向けた各種取組を推進している。

#### ⑥ 本年度の評価に際して考慮すべき事項

該当なし

### 3 目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙1）

#### ① 評価指標

評価指標（1）：京都の発展に観光が重要な役割を果たしていると思う市民の割合

数値目標（1）：74.5%（令和3年）→74.5%（令和7年）

[当該年目標値 74.5%、当該年実績値 70.6%、進捗度 94.8%]

評価指標（2）：観光消費額単価

評価指標（2）-①：日本人観光消費額単価

数値目標（2）-①：20,931円（平成30年）→23,809円（令和7年）

[当該年目標値 23,809円、当該年実績値 23,355円、進捗度 98.1%]

評価指標（2）-②：外国人観光消費額単価

数値目標（2）-②：46,294円（平成30年）→71,661円（令和7年）

[当該年目標値 71,661円、当該年実績値 78,346円、進捗度 109.3%]

評価指標（3）：特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の延べ受入れ人数

数値目標（3）：9人（平成29年度）→30人（令和7年度）

[当該年目標値 26人、当該年実績値 31人、進捗度 111%]

※ 数値目標（1）、（2）-①及び（2）-②については、平成27年以降の最高値を数値目標として設定しており、計画期間中、毎年度、更新することを目指す。目標値を更新した場合には、その都度、数値目標を変更する。

#### ② 寄与度の考え方

該当なし

#### ③ 総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む。）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

「京都観光振興計画2025」に掲げる取組を、市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して着実に推進するとともに、規制の特例措置を活用して「ほんもの」の食文化の魅

力発信・普及を図る特定伝統料理海外普及事業等の総合特区制度を活用した一歩踏み込んだ取組を一体的に進めることにより、目標達成の実現可能性を高める。

具体的には、「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の複層的な取組を着実に推進することで、上記の各数値目標の達成と定性的目標の実現に取り組んでいる。

#### ④ 目標達成に向けた実施スケジュール

平成30年10月から導入している宿泊税について、令和8年3月からの税率引き上げを予定しており、今後、宿泊税も活用し、観光を通じた京都の魅力の継承・発展や、文化の力をいかした価値創造、品格ある景観創造、観光課題対策の着実な実施、市民・観光客双方の利便性向上や安心安全につながる都市基盤整備を更に推進していく。

とりわけ市民生活と観光の調和・両立に向けては、引き続き、「市民生活と観光の調和推進プロジェクトチーム」において、実効性のある方策の検討に全庁一丸となって取り組む。

なお、観光政策の分野別計画である「京都観光振興計画2025」の計画期間が令和7年度末で終了することから、次期観光振興計画の策定に向けて、有識者や市民公募委員、観光関連業界の関係者等で構成する審議会で議論を行っている。

今後、当該審議会での議論の内容を反映させながら、引き続き、取組の効果や課題の把握・分析・評価を行い、総合特区としての目標の実現を目指していく。

### 4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価（別紙2）

#### ① 特定地域活性化事業

##### 特定伝統料理海外普及事業（出入国管理及び難民認定法）

###### ア 事業の概要

出入国管理及び難民認定法上、外国人が日本国内の日本料理店で働きながら日本の伝統料理の知識及び技能を修得するための活動は認められていないが、総合特別区域計画の認定を受けることによって、京都市内に限り、上記の活動を行う外国人の在留資格が認められ、外国人調理人が京都市内の日本料理店で働きながら京料理の知識及び技能を習得し、帰国後に京料理を世界に発信することを通じて京料理の海外への普及を図っている。

なお、外国人料理人の受入期間は5年以内、受入人数は1事業所当たり6人以内としている（当初、受入期間は2年以内、受入人数は1事業所当たり2人以内としていたが、事業の更なる拡大等を目指して内容を充実させている。）。

###### イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

平成31年1月に受入対象枠の拡大が実現（※）したことにより、農林水産省が実施する「日本食・食文化普及人材育成支援事業」（海外の外国人料理人がわが国の日本料理店等で8か月程度研修する事業）を修了した外国人が、引き続き当該事業に参加することで、より高度な日本料理を学ぶことができるルートが確立された。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、就労希望者はいるものの、入国

できないケースが多かった中、新型コロナウイルス感染症拡大のための入国制限が緩和された令和4年度には6名、令和5年度には4人が新たに就労するなど、目標数値を達成することができた。さらに令和4年4月からは、1事業所当たりの受入れ可能人数を3人から6人に増やし、外国人料理人や受入れ事業所の需要に対応する事が可能となった。受入人数が拡大したことで、既に外国人を受け入れている事業所に対しても、追加での受け入れ対応を依頼しやすくなり、受入拡大が更に同取組の活性化に寄与している。

※ 新たに、農林水産省が定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づく「シルバー以上の調理技能認定」取得者を対象に追加。

帰国した料理人は、派遣元店舗や母国の日本食レストラン、すし店への勤務等を通じて日本料理の普及に努めている。特に、概ね2年間以上就労した料理人に対し、「和の『こころ』と『わざ』を世界に伝える京料理人」として委嘱（令和6年度末で5名）することで、海外における京料理の普及に向けて一層の促進を図っている。

例えば、平成29年9月から平成30年8月まで「菊乃井」で就労していたニー・ジュンファ氏（イギリス）は、帰国後、飲食店において日本食材と調理技術を取り入れる方法をアドバイスする食品コンサルタントサービスを提供し、自身も地元で取れた食材の使用を促進しながら、日本料理を提供するプライベートイベントを開催するなど、日本の食文化や持続可能な食の取組を広めることに取り組んでいる。

さらに、平成29年6月から平成30年5月まで「魚三楼」に就労していたステイブン・ポーゼン・ウー・ツェング氏（スペイン）は、帰国後はスペインにある日本料理を中心としたレストランで働きながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けるレストラン事業を支えるため、弁当デリバリーのプログラムを開発している。加えて、自身のインスタグラムでも、日本の寿司を中心に、日本料理に関する内容を積極的に発信している。令和4年度には、スペインで開催された板前の大会において優勝するなど、日本料理の技術も高めながら、その魅力の発信にも努めている。その他、メディアに取り上げられる事例もあり、例えば、在阪準キー局が手掛けるテレビ番組「京都知新」公式ウェブサイトの特集“外国人料理人奮闘記”ではこれまで2人の料理人が紹介されるなど、外国人の視点や感性を通じて、改めて日本料理の魅力や奥深さを日本人に向けて発信するといった、新たな動きも生まれている。

また、平成29年度に創設した「和の『こころ』と『わざ』を世界に伝える京料理人」として、令和4年度は新たに、ジョウジ・アンソニー・ポール氏（アメリカ）、崔允禎氏（韓国）を任命し、外国人料理人の役割の明確化や意識喚起を行うとともに、広く内外における情報発信に努めている。特に、崔允禎氏（韓国）は、韓国・釜山の日本料理店で働きながら、大学での講習会を企画するなど、母国に帰国後、日本料理を積極的に発信し、活躍している。

近年、海外における日本食への関心が一層高まる中において、伝統的な日本料理や食文化の普及・発信を目指す本事業は、日本のファンを増やし、京都ならではの「ほんもの」の体験を提供する京都の観光産業に長期的な観点から寄与するものであり、規制の特例措置を活用して官民が連携して取り組む好事例として、引き続き事業の推進・進化に努めてまいりたい。

## ② 一般地域活性化事業

### 旅館業法の構造設備基準の緩和

#### ア 事業の概要

旅館業法の旅館に求められる玄関帳場の設置や最低客室数等の構造設備基準を緩和し、京町家旅館など京町家の保全・継承を図るとともに、創造的な活用を促進する。

#### イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

平成 24 年度春協議において、国と協議を行った結果、現行法令の簡易宿所として営業が可能と回答が示され、京町家を活用した施設について、一棟貸しや適切な運営を条件として玄関帳場の設置を免除するなど、安全安心及び地域と調和した魅力ある宿泊施設の拡充に取り組んでいる。

## ③ 規制の特例措置の提案

### 特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の一事業所当たりの受入人数の拡大 (令和 2 年春協議)

#### ア 提案の概要

事業開始から一定期間が経過し、受入機関にノウハウが蓄積されるなど受入環境が整うとともに、京都市が特定非営利活動法人日本料理アカデミーとの緊密な連携による管理体制が確立している中、事業所の規模・体制によっては 3 人以上の受入れが可能となっている。このような中、事業目的に必要な人材を更に増やすため、特定調理活動を行う者の受入人数を一事業所当たり「3 人以内」から「6 人以内」とする提案を行った。

#### イ 国と地方の協議の結果

本提案について、法令等の措置を行うことが国と地方で合意に至り、本事業の適正実施に必要となる要件を調整した上で、法務省において令和 4 年 3 月 31 日に告示改正が行われ、令和 4 年 4 月 7 日に総合特区計画の変更が認定され、受入人数の拡大が可能となった。

## 5 国の財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価

### ① 財政支援：該当なし

<既存の補助制度等による対応が可能となった事業>

美しい町並みと歴史風土の保存・活用、自然景観の保全・再生（社会資本整備総合交付金）（平成 26 年度要望結果：現行制度で対応可能）

平成 26 年度春協議において、無電柱化事業への財政支援（事業費の縮減に資する多様な工法の導入に向けた検討など、先駆的な取組に当たっての助言及び集中的な支援等）について国と協議を行った結果、「無電柱化については、現行の交付金事業で実施することが可能である。」との回答と併せて、「取組は重要であると考えており、地方整備局等に相談していただければこれらの取組についての助言を行ってまいりたい。」との意向が示された。

以来、近畿地方整備局と相談しつつ、低コストでの無電柱化に向けた小型ボックス活用埋設（電線共同溝方式）の先行導入、国土交通省の「平成 30 年度道路に関する新たな取組の現地実証実験（社会実験）」制度を活用した直接埋設方式による無電柱化（常

設作業帶コンパクト化等)の実証実験等を進めるとともに、長期的な視点に立った無電柱化の推進のため、平成30年12月に「今後の無電柱化の進め方」を策定し、また、平成31年3月には今後概ね10年間で整備を目指す具体的な道路を示す実施計画を定めるなど、全国のモデルケースとなる無電柱化の取組を効率的かつ計画的に進めている。

## ② 税制支援：該当なし

地域活性化総合特区を対象とする税制支援（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）が平成29年度末で廃止されたことから、該当なし。

## ③ 金融支援（利子補給金）：評価対象年度における新規契約件数 3件

世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点の形成

### ア 事業の概要

民間事業者が、観光旅客の来訪及び滞在を促進する宿泊施設や商業施設等の産業観光施設の整備を行うための資金調達を指定金融機関からの融資により行う場合に、国が、予算の範囲内で利子の一部（最大0.7%、5年間）を支給する。

### イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

これまでからの旺盛な宿泊施設新設への需要が一巡したことにより、活用件数は3件に留まつたものの、京町家を活用した一棟貸し宿泊施設の開業や飲食店の改修に当たっての融資に活用されたことにより、「世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点の形成」に寄与した。

### ウ 将来の自立に向けた考え方

当事業は、企業の設備投資に対して最大5年間に渡り利子の一部を補給するものであり、将来に渡って支援が継続されるものではないため、事業者は利子補給期間終了後の継続した経営を想定して事業を活用している。

## 6 地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙3）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献し、感染症や災害などの様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光」を目指す「京都観光振興計画2025」に掲げる取組を推進した。

具体的な取組としては京都を「訪れてよかったです」と感じていただけるための環境づくり（京町家や文化財の保全・活用や景観整備等）、都市の魅力を高めるための観光振興事業を総合的に進めることで、各分野で大きな成果を挙げることができた。

## 7 総合評価

令和6年の「外国人観光消費額単価」は、目標値を達成し、令和7年以降の目標値を更新する結果となり、「日本人観光消費額単価」及び「京都の発展に観光が重要な役割を果たしていると思う市民の割合」は、目標達成は出来なかつたものの、進捗度は90%以上と高い結果となる等、市民・観光客双方の安心・安全の確保を前提に、国内外の観光客の誘致に取り組み、京都観光の質の向上に向けた取組を着実に推進することができた。

特定伝統料理海外普及事業においては、令和6年度は、新たに1名の外国人料理人の受け入れができ、令和6年度の数値目標を達成することができた。今後、本事業の更なる利用促進に向け、取組を加速させていく。

引き続き、特区制度も活用しながら、市民生活と観光の調和・両立を目指し、観光課題対策の強化や、観光に対する市民理解の促進を図る。

### ■目標に向けた取組の進捗に関する評価

評価指標(1) 京都の発展に観光 が重要な役割を果 たしていると思う市 民の割合			当初(令和3年)	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
	数値目標(1) 74.5%(R3年) →74.5%(R7年)	目標値			74.5%	74.5%	74.5%	74.5%	
		実績値	74.5%	74.5%	72.9%	72.7%	70.6%		
	寄与度(※): 100(%)	進捗度(%)			97.9%	97.6%	94.8%		
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合									
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		<p>本特区は、京都市の観光振興計画に基づく施策と、総合特区制度を活用した更に一步踏み込んだ取組を市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して一体的に進めることにより、地域経済の活性化を図るとともに、我が国を代表する国際的な観光地として国全体の観光立国の実現を先導することを目標としている。</p> <p>持続可能な観光の実現に向け、市民生活と観光の調和や、観光による地域への貢献等により市民の皆様の満足度や豊かさの向上を目指し、令和7年までに「京都の発展に観光が重要な役割を果たしていると思う市民の割合」74.5%以上を数値目標とする。</p> <p>数値目標を達成するためには、「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の各事業を一体的に取り組むことが必要であり、規制の特例措置等の実現に向けた国との協議を進め、今後、当該措置を活用した取組を進める中で、各事業の連携を図っていく。</p>							
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標		<p>各年の目標値は、令和2年以降の調査結果の最高値を目標値として設定し、目標年次(令和7年)の数値目標の達成に向けて、毎年度着実に取組を進めることを見込んで設定している。</p> <p>同数値は市民の京都観光に関する意識や京都市の観光政策・施策の認知度等を把握することを目的に実施している「京都観光に関する市民意識調査」により把握している。</p>							
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)		<p>令和6年の「京都の発展に観光が重要な役割を果たしていると思う市民の割合」は、70.6%と目標値に3.9ポイント届かない結果となった。</p> <p>令和6年は目標値に届かなかったものの、進捗度は94.8%と依然高い状態を維持できている。また、目標の基準となる令和3年は、コロナ禍の影響により混雑状況等が通常と異なる環境であったこともあり、コロナ禍収束後、ようやく軸となる数値が出ており、今後の目標数値の検討にいかしていく。</p> <p>引き続き、市民生活と観光の調和・両立を目指し、観光課題対策の強化や、観光に対する市民理解の促進を図る。</p>							
外部要因等特記事項									

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

定性的評価		当初(平成30年)	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年					
数値目標(2) 20,931円(H30年) →23,809円(R7年)	目標値			20,931円	20,931円	23,809円	23,809円					
	実績値	20,931円	-	-	23,809円	23,355円						
寄与度(※):100(%)	進捗度(%)			-	113.7%	98.1%						
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合												
評価指標(2)－① 日本人観光消費額 単価	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		<p>本特区は、京都市の観光振興計画に基づく施策と、総合特区制度を活用した更に一步踏み込んだ取組を市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して一体的に進めることにより、地域経済の活性化を図るとともに、我が国を代表する国際的な観光地として国全体の観光立国の実現を先導することを目標としている。</p> <p>持続可能な観光の実現に向け、京都の「光」を磨き上げ、観光の質の向上を目指し、令和7年までに「日本人観光消費額単価」23,809円以上を数値目標とする。</p> <p>数値目標を達成するためには、「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の各事業を一体的に取り組むことが必要であり、規制の特例措置等の実現に向けた国との協議を進め、今後、当該措置を活用した取組を進める中で、各事業の連携を図っていく。</p>									
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標		<p>各年の目標値は、平成27年以降の調査結果の最高値を目標値として設定し、目標年次(令和7年)の数値目標の達成に向けて、毎年度着実に取組を進めることを見込んで設定している。</p> <p>同数値は京都観光における観光客数や観光客の満足度、外国人観光客の動向等を把握することを目的に実施している「京都観光総合調査」により把握している。</p>									
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)		<p>令和6年の「日本人観光消費額単価」は23,355円と令和5年比で横ばいであり、目標達成は出来なかったものの、進捗度は98.1%と高い。</p> <p>引き続き、市民生活と観光の調和・両立の下、京都観光の質の向上に取り組む。</p>										
外部要因等特記事項												

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

定性的評価		当初(平成30年)	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年					
数値目標(2) 46,294円(H30年) →71,661円(R7年)	目標値			46,294円	46,294円	71,661円	78,346円					
	実績値	46,294円	-	-	71,661円	78,346円						
寄与度(※):100(%)	進捗度(%)			-	154.8%	109.3%						
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合												
評価指標(2)ー② 外国人観光消費額 単価	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		<p>本特区は、京都市の観光振興計画に基づく施策と、総合特区制度を活用した更に一步踏み込んだ取組を市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して一体的に進めることにより、地域経済の活性化を図るとともに、我が国を代表する国際的な観光地として国全体の観光立国の実現を先導することを目標としている。</p> <p>持続可能な観光の実現に向け、京都の「光」を磨き上げ、観光の質の向上を目指し、令和7年までに「外国人観光消費額単価」71,661円以上を数値目標とする。</p> <p>数値目標を達成するためには、「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の各事業を一体的に取り組むことが必要であり、規制の特例措置等の実現に向けた国との協議を進め、今後、当該措置を活用した取組を進める中で、各事業の連携を図っていく。</p>									
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標		<p>各年の目標値は、平成27年以降の調査結果の最高値を目標値として設定し、目標年次(令和7年)の数値目標の達成に向けて、毎年度着実に取組を進めることを見込んで設定している。</p> <p>同数値は京都観光における観光客数や観光客の満足度、外国人観光客の動向等を把握することを目的に実施している「京都観光総合調査」により把握している。</p>									
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)		<p>令和6年の「外国人観光消費額単価」は78,346円と目標値を達成し、令和7年以降の目標値を更新する結果となった。引き続き、市民生活と観光の調和・両立の下、京都観光の質の向上に取り組む。</p>										
外部要因等特記事項												

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

## ■目標に向けた取組の進捗に関する評価

	評価指標(3) 特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の延べ受入れ人数	当初(平成29年度)	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
		目標値 数値目標(3) 9人(H29年度)→30人 (R7年度)(累計)	21人	24人	26人	28人	30人	
		実績値	9人	20人	26人	30人	31人	
寄与度(※): 100(%)	進捗度(%)		95%	108%	115%	111%		
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合								
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		<p>本特区は、京都市の観光振興計画に基づく施策と、総合特区制度を活用した更に一步踏み込んだ取組を市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して一体的に進めることにより、地域経済の活性化を図るとともに、我が国を代表する国際的な観光地として国全体の観光立国の実現を先導することを目標としている。</p> <p>また、本事業は「精神的充足を求める時代に応える和の文化の発信」という政策課題に対応する施策の一つとして位置付けられる。外国人料理人が「ほんもの」の食文化や京料理を学び、歴史に培われた京都の伝統文化を世界に発信することにより、京都のブランド力を向上させ、海外からの観光客の誘致にも貢献するものである。</p> <p>総合特区の規制の特例措置の活用状況を確認する指標として、令和7年度までに特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の延べ受入れ人数30人を数値目標としている。</p> <p>数値目標を達成するためには、外国人料理人から問合せがあっても受入れに至らないケースもあることから、新規受入の調整や受入店舗への監査等についてノウハウを蓄積し、取組実施機関である特定非営利活動法人日本料理アカデミーとともに、新たな外国人料理人の受入れにつながるよう受入店舗を支援していく。</p>						
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標		<p>平成29年度までは、過去の実績と同程度(1人/年)の受入れ人数(延べ人数)を数値目標として設定していた。平成29年度末時点での実績が累計9人となり、当初の令和2年度(目標年次)の数値目標(8人)を上回ったこと、また、外国人料理人の受入れ対象の拡大の提案の実現(平成31年1月認定)により、更なる受入れが見込まれることから、年間2人の受入れを目標とし、平成31年1月に令和2年度の数値目標を15人に変更した。また、令和2年度には、地域活性化総合特別区域計画の変更に併せて令和7年度の数値目標を30人に設定した。</p>						
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)		<p>平成31年1月に実現した外国人料理人の受入れ対象の拡大により、上方修正した令和2年度の数値目標(受入れ人数延べ15名)については、令和元年度に達成し、令和2年度の計画変更に併せて上方修正した令和2年度の数値目標(受入れ人数19名)も達成するなど、着実に実績を上げている。令和6年度は、新たに1名の外国人料理人の受入れができ、令和6年度の数値目標を達成することができた。</p> <p>新型コロナウィルス感染症の流行前に訪れた外国人観光客の約7割が、「訪日前に期待していたこと」の1位として、「日本食を食べること」と回答しており(訪日外国人消費動向調査、2019年)、海外の日本食レストラン数も2006年比の6.6倍になる(外務省調べ・農林水産省推計、2021年)など、日本食への関心が高まりを見せる中において、京料理に代表される「ほんもの」の日本食・食文化の普及・発信に向けた本事業は、長期的な視点から観光や農林水産業など、産業の更なる発展に寄与するものと考えている。</p> <p>これまで、平成25年度の当該特例制度の活用開始から、事業の進捗や展開に併せて、在留期間の上限の延長(平成29年3月)、一事業所当たりの受入れ人数及び受入れ対象の拡大(平成31年1月)を提案・実現しており、更なる事業の拡大に向けて、関係省庁と調整のうえ、令和4年度には1事業所あたりの受入れ人数を3人から6人への拡大が実現した。受入れ人数の拡大により、既に外国人を受け入れている事業所に対して、追加での受け入れ対応を依頼しやすくなり、受入れ拡大が更に同取組の活性化しているといえる。</p> <p>以上のとおり、事業については、極めて順調に推進しているところであるが、特定伝統料理海外普及事業の目的である、世界各国に京料理の魅力を正しく、積極的に発信していくためには、修了後の外国人料理人による普及活動の推進が重要である。</p> <p>これまでも、帰国後の外国人料理人の活動の様子が、広報誌やテレビ、雑誌で取り上げられるなど、広く本事業及び京料理の魅力を発信してきており、現在も修了した外国人料理人が日本料理を中心としたレストランに就労したり、板前の大会で優勝するなどの活動を聴取している。その他にも、各外国人料理人のSNS等でも日本料理の魅力を発信したりするなど、精力的な活動が確認されている。引き続き、日本料理アカデミーと連携しながら、平成29年度に創設した「和の『こころ』と『わざ』を世界に伝える京料理人」委嘱制度を活用し、外国人料理人の役割の明確化や意識喚起を行うとともに、広く内外における情報発信に努めていく。</p>						
外部要因等特記事項								

※寄与度: 一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

## ■規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価

特定(国際戦略／地域活性化)事業の名称(事業の詳細は本文4①を参照)	関連する数値目標	規制所管府省による評価
特定伝統料理海外普及事業(法務B001)	数値目標(1) 数値目標(2) 数値目標(3)	<p>規制所管府省名: 法務省</p> <p>■ 特例措置の効果が認められる  <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない            ⇒□要件の見直しの必要性あり  <input type="checkbox"/> その他</p> <p>＜特記事項＞            ①評価した理由:目標の数値を達成しているため            ②同規制特例措置の全国展開の可否:当該事業においては、事業の更なる拡大等を目的に、令和4年から1事業所あたりの受入れ可能人数を3人から6人へ変更する見直しを行っているところ、活用状況は、毎年の受入れ人数の増加が数名程度にとどまっていることから、全国展開については、活用状況やニーズを踏まえ慎重な検討をする。</p>

## 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業(本文4②に記載したもの)を除く。)

現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における 活用の有無	備考 (活用状況等)
該当なし	-	-	-

## 国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業(本文4②に記載したもの)を除く。)

全国展開された事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における 活用の有無	備考 (活用状況等)
該当なし	-	-	-

■地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）  
財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況				
事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
京町家まちづくりファンド	(公財) 京都市景観・まちづくりセンターにおいて、京都固有のくらし・空間・まちづくりの文化の継承と発展等を目的に、平成18年度から外観改修支援を行っている。また、令和元年度から、まちづくりの活動拠点となるような京町家の改修及び通り景観の修景への助成を行っている。	評価指標（1）、（2）	助成件数〇件（選定件数2件）	京都市
木造住宅及び京町家の耐震化支援事業	【木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業】耐震診断士を無料で派遣し、地震に対する安全性を評価するため、耐震診断を実施する。また、耐震診断を利用した京町家について、将来的な耐震改修の参考となる基本計画を、耐震診断士が作成する。（自己負担2万円）【「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業】耐震改修工事及び防火改修工事にかかる費用の一部を助成する。	評価指標（1）、（2）	・木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業 640件695戸（うち京町家：234件271戸） ・京町家の基本計画作成 80件109戸 ・「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業 本格改修：96件96戸（うち京町家：4件4戸） 簡易改修：294件299戸（うち京町家106件111戸）	京都市
古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ、施設整備、維持管理	歴史的風土特別保存地区については、現状変更行為が原則禁止されているため、歴史的風土の保存上必要があり、所有者が土地の利用に著しい支障を来す場合にはその土地の買入れを行い、その適切な保存と活用を図るために、施設整備及び維持管理を実施する。	評価指標（1）、（2）	買入れ面積 0.39ha 森林整備面積 - ha 管理道整備延長 - m	京都市
無電柱化推進事業	無電柱化推進計画「今後の無電柱化の進め方」に基づき、効率的かつ計画的に無電柱化整備を推進する。	評価指標（1）、（2）	無電柱化整備総延長(令和6年度末時点) 約65.3km	京都市
四季・彩りの森復活プロジェクト	京の街の借景となる周辺三山において、四季を感じさせる京都らしい森林景観を保全・再生するため、必要な森林整備等を推進した。	評価指標（1）、（2）	四季の森施業面積 1.0ha	京都市

京都市広告景観づくり補助金交付制度	京都にふさわしい屋外広告物の普及を促進するため、平成19年度から実施している。令和4年度以降、制度の運用を休止している。	評価指標（1）、（2）	-	京都市
KYOTO CMEX (KYOTO Cross Media Experience) 事業	映画・ゲーム・マンガなどわが国コンテンツの重要な拠点であり、伝統・文化、観光やファッション、音楽、食など、過去から現在に至るコンテンツに関する我が国唯一の地域資源を備えてきた京都を舞台に、オール京都の産学公連携のもと、コ・フェスタや京都学生祭典と連携し、映画・映像・ゲーム、マンガ・アニメ等のコンテンツをクロスメディア展開することにより、京都が持つコンテンツのポテンシャルと魅力を広く国内外に情報発信し、コンテンツ産業の振興とそれらを支える人材の育成・交流を図る事業として「KYOTO CMEX」を開催し、日本が誇るコンテンツの更なる発信力の強化及び人材育成面での国際競争力の強化を目指す。	評価指標（1）、（2）	自治体予算（京都府） 20,000千円 自治体予算（京都市） 10,000千円 その他（京都商工会議所） 2,000千円	京都府、京都市、京都商工会議所等
観光振興事業の推進	「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献し、感染症や災害などの様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光」を目指し、令和3年3月に「京都観光振興計画2025」を策定。市民生活と調和した持続可能な京都観光の実現に向けて、観光による経済効果を、宿泊や飲食業のみならず幅広い産業や市内各所に波及させるとともに、観光の力をいかして文化や文化財、地域コミュニティの継承・発展に繋げることで、京都観光の魅力を更に高め、将来にわたり京都が発展していく好循環の構築等を目指し、各種の取組を推進する。	評価指標（1）、（2）	計画に基づく取組数 210事業	京都市
“京都を彩る建物や庭園” 「ランクアップ助成」制度 ※H30年7月に“京都を彩る建物や庭園”修理事業等補助金制度に拡充	“京都を彩る建物や庭園”制度で「選定」及び「認定」した建物や庭園について、維持・継承の確実性を高めるとともに、活用を促進することで、市民や観光客など多くの人が建物等に触れる機会を創出し、建物等の保護に対する理解を深めることを目的として補助金を交付する。平成30年7月、従来の「ランクアップ助成制度」を拡充し、“京都を彩る建物や庭園”修理事業補助金制度を創設した。 ※令和6年度をもって、本制度は廃止。	評価指標（1）、（2）	令和6年度 助成件数8件	京都市
未指定文化財への助成	文化財が集中する京都市内において、指定を受けていない文化財についても、京都市文化観光資源保護財団により毎年助成を行っており、市内文化財の保全・継承に一定の成果を挙げている。	評価指標（1）、（2）	令和6年度 助成件数5件	京都市

## 税制支援措置の状況

事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当なし	—	—	—	—

## 金融支援措置の状況

事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当なし	—	—	—	—

## 規制緩和・強化等

## 規制緩和

取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく歴史的建築物に係る建築基準法の適用除外	歴史的建築物に適した安全性を確保する規定等を定めた「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を活用することで、建築基準法の適用を除外し、歴史的建築物の保存活用を促進する。	評価指標（1）、（2）	令和6年度 除外件数2件	京都市

## 規制強化

取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
京都市独自の景観政策による建築物の高さ規制を始めとした市街地景観、眺望景観、屋外広告物等に係る規制強化	市内全域の屋外広告物の違反状態解消に向け、集中的に取組を進めた結果、令和7年3月末時点では市内約45,600箇所の屋外広告物のうち、99%を超える約45,300箇所の広告物が条例の趣旨に沿った適正な形で表示されている。令和7年度も、残存する景観支障のある案件の解消に向けて是正指導を行っていく。	評価指標（1）、（2）	屋外広告物の適正表示率 99.2%（R7.3末時点）	京都市

## その他

取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
“京都を彩る建物や庭園”制度の推進	京都市内には、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園が、所有者のたゆまぬ努力により、世代を越えて継承されている。しかし、中には、その存在と魅力が十分に伝わっていないものや、維持・継承が危ぶまれているものもある。 そこで、京都の財産として残したい建物や庭園を市民の皆様から募集し、“京都を彩る建物や庭園”としてリスト化することで、市民ぐるみで残そうという気運を高め、様々な活用を進めることなどにより、維持・継承を図る。	評価指標（1）、（2）	令和6年度 選定17件、認定14件 累計 選定616件、認定245件	京都市

## 特区の掲げる目標の達成に寄与したその他の事業

事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当なし	—	—	—	—

## 体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	令和6年4月、市の観光部門に、一部観光地の混雑やマナー問題等の観光課題対策を一層推進するため、担当係長を増員した。また、市民生活と調和した持続可能な観光の実現に向けた対策を全庁を挙げて加速するため、観光政策監をリーダーとする局横断組織「市民生活と観光の調和推進プロジェクトチーム」を新設した。
民間の取組等	公益社団法人京都市観光協会（DMO KYOTO）においては、令和5年3月、世界に誇れる持続可能な観光地域づくりを行う「世界的なDMO」の形成を目的とした「先駆的DMO」に選定され、観光庁による支援体制のもとで「世界的なDMOの形成に向けたアクションプラン」を策定し、約2年間にわたり国による伴走支援を受け取り組んできた。 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローにおいては、本市補助金を活用し、令和5年度から、京都市内で開催される会議等において、サステナビリティに貢献する様々な取組にかかる費用の一部を補助する「サステナブルなMICE開催支援補助制度」を運用するなど、環境負荷が少ないサステナブルなMICE都市の実現を目指した取組を進めている。 特定伝統料理海外普及事業の取組実施機関である特定非営利活動法人日本料理アカデミーにおいては、日本料理の発展を図るため、教育及び文化・技術研究並びにその普及活動として「日本食文化の継承と発展」、「地域と風土に根ざした食文化の発展と人材育成」、「世界に向けた正しい日本料理の普及活動」に取り組んでいる。令和5年度は、同制度を紹介する動画を作成し、同制度の周知に協力している。 また、大和学園と令和3年度に包括連携協定を締結し、本市と相互に連携・協力を深め、食に関する施策の発展、SDGsへの達成に貢献する取組を行っている。